

様式第十一（第十七条関係）（平6総府令4・平10総府令9・平12総府令118・令元文科令14・一部改正）

登 録 事 項 変 更 届 出 書

収 入
印 紙
(消印しないこと)

資 格
技術士
技術士補
住 所
登録年月日
登録番号
(ふりがな)
氏 名

年 月 日生

技術士法第32条第1項の登録事項に下記のとおり変更がありましたから、
同法第35条第1項の規定により届け出ます。

登録事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	登録証の 訂 正	備 考
				有 無	

年 月 日

文部科学大臣

殿

指定登録機関代表者

氏 名

- 備考1 登録証の訂正を受けない場合には、収入印紙は、はらないこと。
- 2 指定登録機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により登録手数料を納付し、収入印紙は、はらないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。